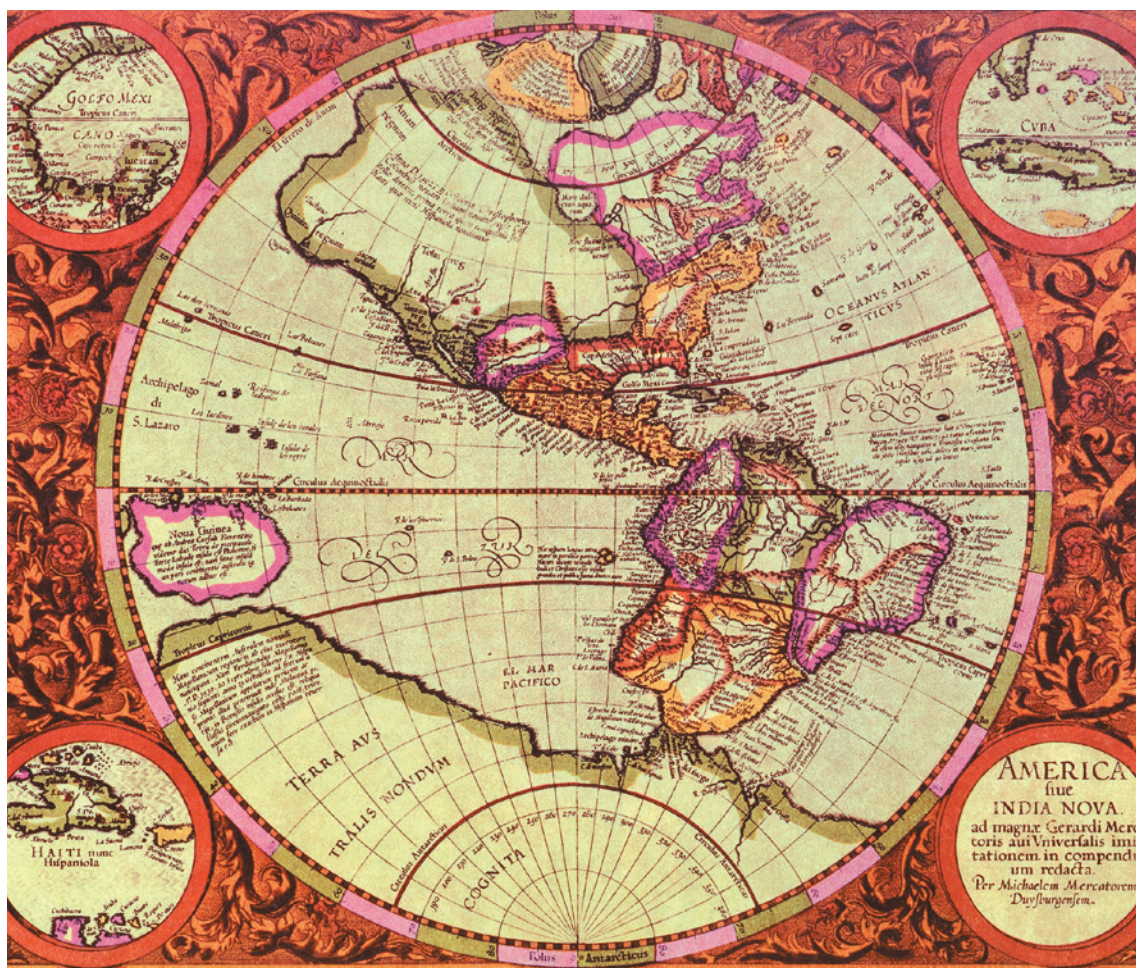


三井住友・バンガード 海外株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2019年4月26日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 9兆8,189億円(2019年4月26日現在)

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式) 資産配分固定型)	年1回	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月2日に関東財務局長に提出しており、2019年7月3日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

外国投資信託を中心に投資を行い、グローバルな株式市場(除く、日本)の動きをとらえることを目標に運用を行います。

実質的な投資対象は、世界主要各国(除く、日本)の株式です。

ファンドの特色

1 日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場(日本を除く)の動きをとらえることを目標に運用を行います。

■先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。

2 ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既の実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行います。

3 主として、バンガードが設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建て米国籍外国投資信託に投資します。

4 バンガードの4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除くグローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資を行います。

[基本配分比率]

新興国株式 約5.0%

バンガード・エマージング・マーケット・
ストック・インデックス・ファンド

欧州株式 約30.0%

バンガード・ヨーロピアン・
ストック・インデックス・ファンド

米国株式(グロース)
約32.5%

バンガード・グロース・
インデックス・ファンド

米国株式(バリュー)
約32.5%

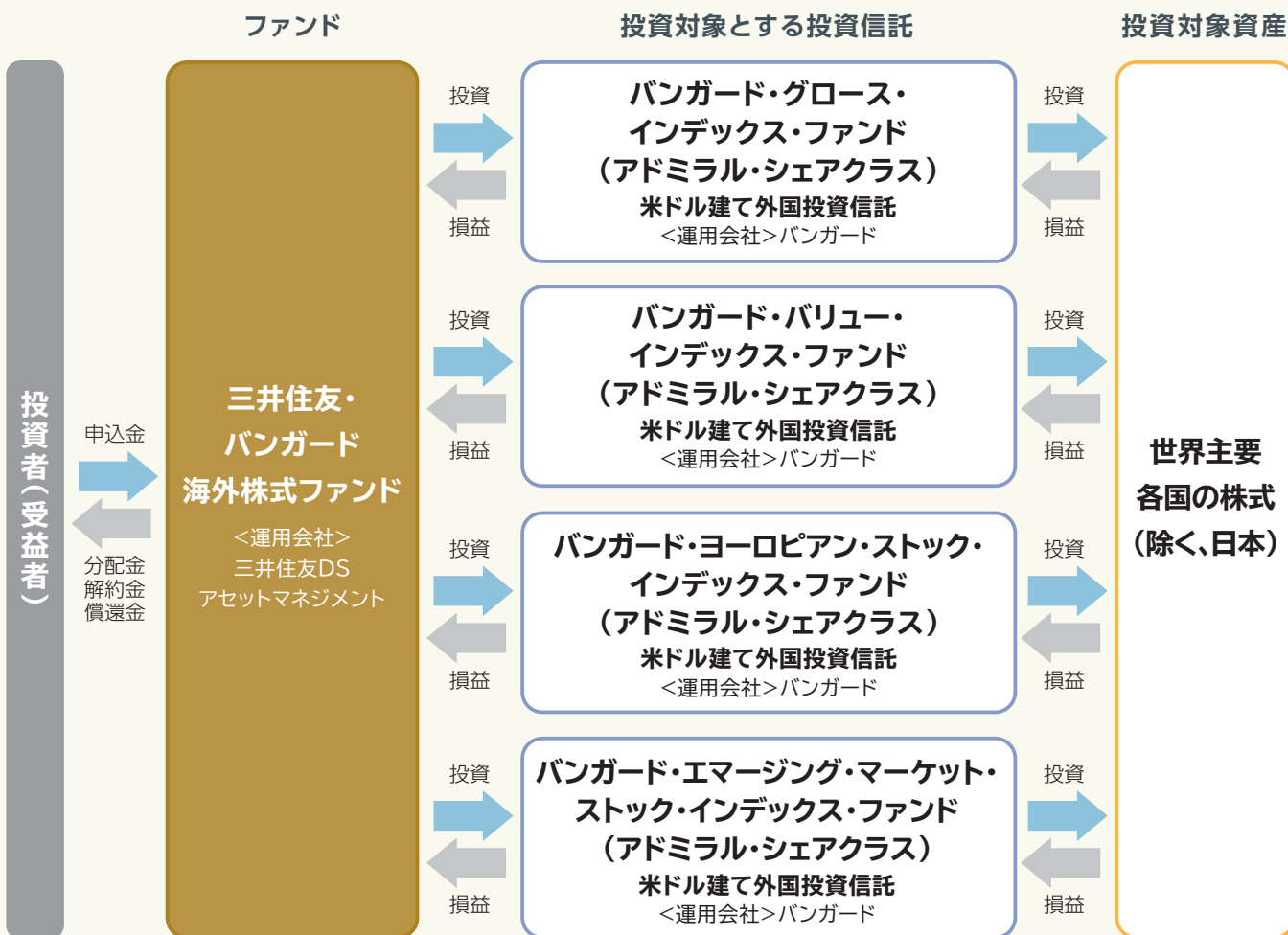
バンガード・バリュー・
インデックス・ファンド

※時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行うことがあります。

※資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができないこともあります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



投資対象とする投資信託の運用会社について

▶ バンガードについて




バンガード本社
(ペンシルベニア州バレーフォージ)

1 世界最大級の運用資産残高

バンガードの運用資産残高は約604兆円
(約5.4兆米ドル 1米ドル111.85円で換算)

2 ローコストリーダー

バンガードの米国籍ファンドの平均エクスペンスレシオ(平均純資産に対する運用その他の経費比率)は0.10%となっています。

3 インデックスファンドの世界シェア NO.1

バンガードは、1976年に個人投資家向けのインデックスファンドを世界で初めて設定しました。現在、バンガードは世界のインデックス運用商品の約4割のシェアを握り、シェアNO.1となっています。

(注1) データは2019年4月末現在。ただし、シェアは2018年12月末現在。

(注2) シェアについてはMMF、ETFを含み、ファンドオブファンズ、ベビーファンドによる重複は除く。

(出所) バンガード、モーニングスター

▶ 会社概要

企 業 名	ザ・バンガード・グループ・インク
本 社 所 在 地	ペンシルベニア州バレーフォージ
創 業	1975年5月1日
事 業 所	アリゾナ州スコッツデイル、ノースキャロライナ州シャーロット
海 外 拠 点	オーストラリア(メルボルン)、イギリス(ロンドン)、日本(東京)、中国(香港、北京、上海)他、計14拠点
顧 客 投 資 家 数	個人投資家、機関投資家あわせて170カ国以上、2,000万件以上
従 業 員 数 (グ ロ ー バ ル)	約17,000人

(注) データは2019年4月末現在。ただし、顧客投資家数は2018年12月末現在。

(出所) バンガード

「Vanguard」(日本語での「バンガード」を含む)および「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc.が有し、委託会社および承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また「三井住友・バンガード海外株式ファンド」は、The Vanguard Group, Inc.およびVanguard Investments Japan Ltdより提供、保証または販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。したがって、The Vanguard Group, Inc.およびVanguard Investments Japan Ltdは三井住友・バンガード海外株式ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年4月5日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

ファンドは、バンガードが運用する以下の4つの米ドル建て外国投資信託に投資します。

▶バンガード・グロース・インデックス・ファンド(アドミラル・シェアクラス)

運用目標／投資対象	パッシブ運用(インデックス運用)され、米国成長株のインデックスである CRSP US ラージ・キャップ・グロース・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します。
ベンチマーク	CRSP US ラージ・キャップ・グロース・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ●一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申込手数料	ありません。
管理費用(エクスペンス・レシオ)*	0.05%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶バンガード・バリュー・インデックス・ファンド(アドミラル・シェアクラス)

運用目標／投資対象	パッシブ運用(インデックス運用)され、米国割安株のインデックスである CRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します。
ベンチマーク	CRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ●一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申込手数料	ありません。
管理費用(エクスペンス・レシオ)	0.05%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

*管理費用(エクスペンス・レシオ)とはファンドの運用管理費用およびその他費用をファンドの平均純資産総額で除したもので、本書の数値はバンガードが直近の目論見書等で開示したものです(以下同じ。)

▶ バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド (アドミラル・シェアクラス)

運用目標／投資対象	パッシブ運用(インデックス運用)され、FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有します。
ベンチマーク	FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ● 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。 ● 為替市場の変動による影響を避けるため、対米ドルでの為替ヘッジを行う場合があります。
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申込手数料	ありません。
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.10%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド (アドミラル・シェアクラス)

運用目標／投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ● パッシブ運用(インデックス運用)され、FTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。 ● 通常概ねすべて(最低でも95%)の資産を、インデックスを構成する株式銘柄に投資します。
インデックス運用手法	インデックスを構成する株式のうち、代表的な銘柄を保有します。
ベンチマーク	FTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ● 一時的または緊急の目的のために純資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、借入れは行いません。 ● 為替市場の変動による影響を避けるため、対米ドルでの為替ヘッジを行う場合があります。
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。
申込手数料	ありません。
管理費用(エクスペンス・レシオ)	0.14%
その他手数料	既存投資者の資産保護のために必要であるとバンガードが判断したとき、購入資金および売却資金から、財産維持手数料が直接支払われる場合があります。2017年10月31日現在、当該財産維持手数料はかかっておりません。
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

※CRSP US ラージ・キャップ・グロース・インデックスおよびCRSP US ラージ・キャップ・バリュー・インデックスはシカゴ大学証券価格調査センター(CRSP)、FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックスおよびFTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスはFTSEインターナショナル・リミテッドが、それぞれ公表している指数で各社の知的財産です。

※指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

※ベンチマークは一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

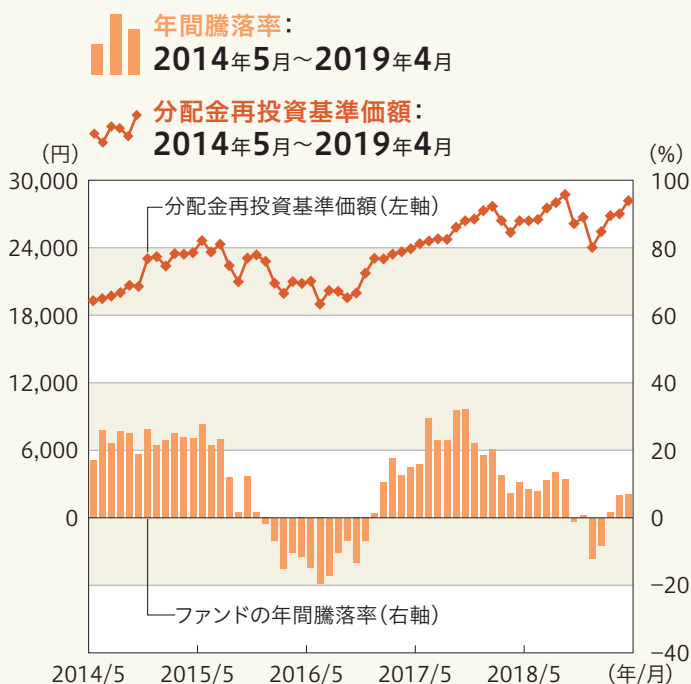
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

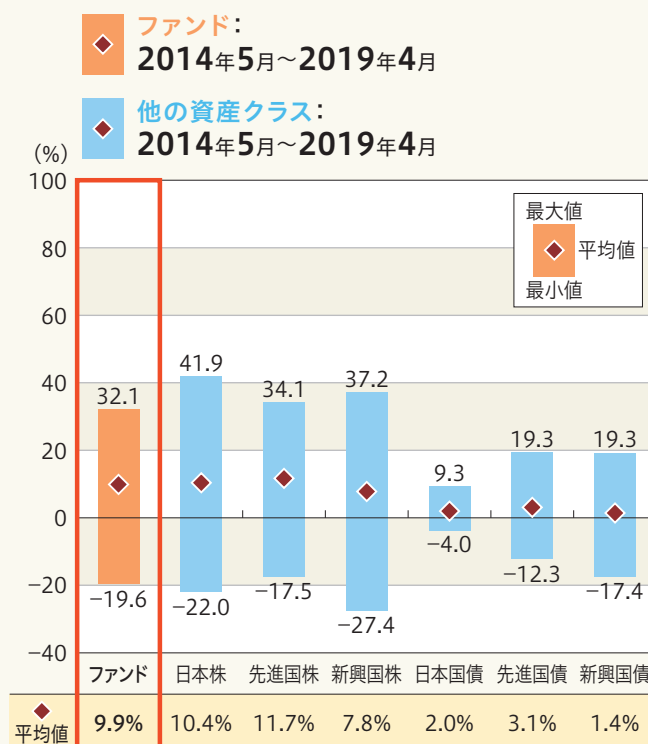
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

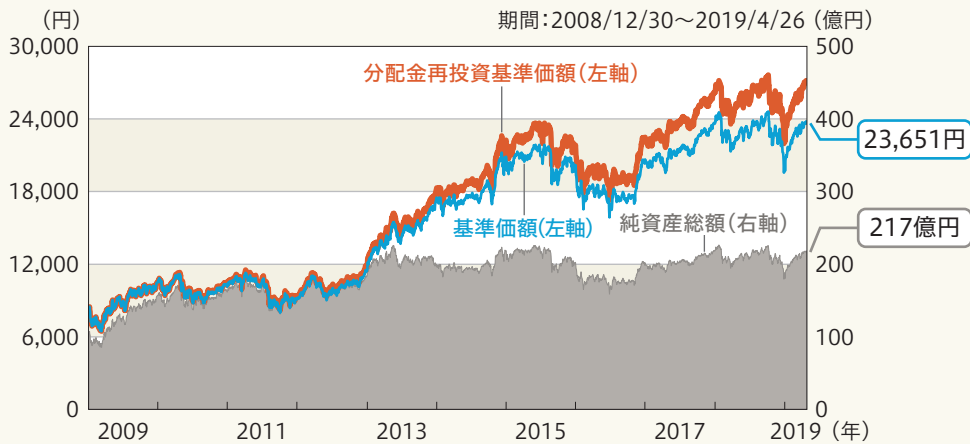
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日:2019年4月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2019年4月	400円
2018年4月	320円
2017年4月	330円
2016年4月	110円
2015年4月	320円
設定来累計	2,930円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・バンガード海外株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・グロース・インデックス・ファンド	32.20
アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・バリュー・インデックス・ファンド	31.38
アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	29.46
アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	4.91

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■バンガード・グロース・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2019年4月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	Microsoft Corp.	テクノロジー	7.66
アメリカ	株式	Apple Inc.	テクノロジー	6.51
アメリカ	株式	Amazon.com Inc.	消費財	6.15
アメリカ	株式	Facebook Inc.	通信サービス	3.53
アメリカ	株式	Alphabet Inc. CL-A	通信サービス	2.74
アメリカ	株式	Alphabet Inc. CL-C	通信サービス	2.70
アメリカ	株式	Visa Inc.	テクノロジー	2.20
アメリカ	株式	Mastercard Inc.	テクノロジー	1.77
アメリカ	株式	Home Depot Inc.	消費財	1.76
アメリカ	株式	Boeing Co.	資本財	1.55

※比率は、バンガード・グロース・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
 ※バンガードのデータを基に委託会社作成

基準日:2019年4月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■バンガード・バリュー・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2019年4月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	Berkshire Hathaway Inc.	金融	3.41
アメリカ	株式	JPMorgan Chase & Co.	金融	3.11
アメリカ	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	3.03
アメリカ	株式	Exxon Mobil Corp.	石油・ガス	2.74
アメリカ	株式	Procter & Gamble Co.	消費財	2.15
アメリカ	株式	Bank of America Corp.	金融	2.14
アメリカ	株式	Cisco Systems Inc.	テクノロジー	1.98
アメリカ	株式	Verizon Communications Inc.	通信サービス	1.90
アメリカ	株式	Pfizer Inc.	ヘルスケア	1.89
アメリカ	株式	Intel Corp.	テクノロジー	1.85

※比率は、バンガード・バリュー・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
 ※バンガードのデータを基に委託会社作成

■バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2019年4月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
スイス	株式	Nestle SA	消費財	2.78
スイス	株式	Roche Holding AG	ヘルスケア	1.79
スイス	株式	Novartis AG	ヘルスケア	1.71
イギリス	株式	HSBC Holdings plc	金融	1.68
イギリス	株式	BP plc	石油・ガス	1.38
フランス	株式	TOTAL SA	石油・ガス	1.33
ドイツ	株式	SAP SE	テクノロジー	1.20
イギリス	株式	Royal Dutch Shell plc A	石油・ガス	1.17
イギリス	株式	Royal Dutch Shell plc B	石油・ガス	1.16
ドイツ	株式	Allianz SE	金融	0.98

※比率は、バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
 ※バンガードのデータを基に委託会社作成

■バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2019年4月30日現在)

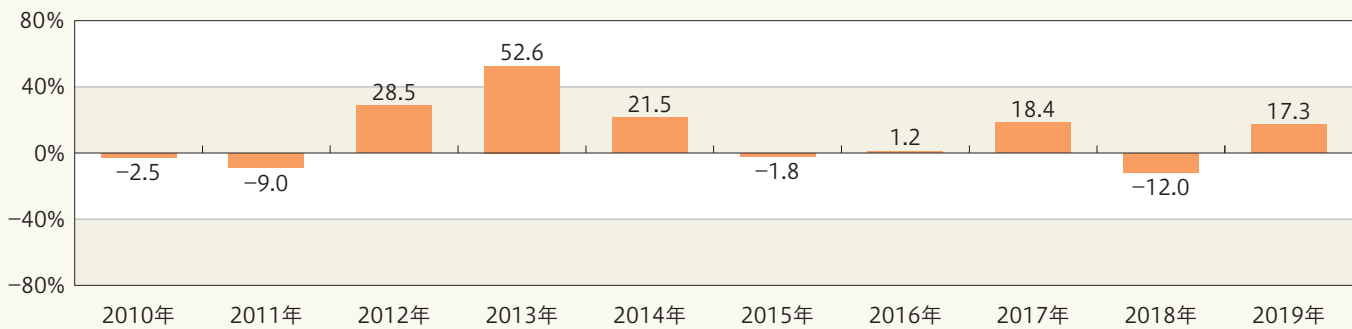
国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ケイマン諸島	株式	Tencent Holdings Ltd.	通信サービス	4.90
ケイマン諸島	株式	Alibaba Group Holding Ltd.	消費財	3.79
台湾	株式	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	テクノロジー	2.16
南アフリカ	株式	Naspers Ltd.	消費財	1.91
台湾	株式	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.(ADR)	テクノロジー	1.41
中国	株式	China Construction Bank Corp.	金融	1.38
中国	株式	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd.	金融	1.10
インド	株式	Reliance Industries Ltd.	石油・ガス	1.09
中国	株式	Industrial & Commercial Bank of China Ltd.	金融	1.03
香港	株式	China Mobile Ltd.	通信サービス	0.88

※比率は、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。
 ※バンガードのデータを基に委託会社作成

基準日:2019年4月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2019年のファンドの収益率は、年初から2019年4月26日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019年7月3日から2019年12月26日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<p>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p>

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限です。(信託設定日:2003年6月27日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の参照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「V海外株式」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2019年4月26日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	無手数料です。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンド</p>	<p>ファンドの純資産総額に年1.08%*(税抜き1.0%)の率を乗じた額が毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 *消費税率が10%となった場合は年1.1%となります。 <信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1" data-bbox="654 604 1500 896"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.345%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.615%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.04%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.345%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.615%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.345%	ファンド運用の指図等の対価												
販売会社	年0.615%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする 投資信託	<p>年0.02%～年0.12%程度* (2019年4月26日現在) *各組入投資信託の管理費用を基本配分比率で加重平均した場合の目途。各組入投資信託の管理費用は年度によって異なる場合があるため変動します。</p>												
	実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年1.1%(税抜き1.02%)～年1.2%*(税抜き1.12%)程度(2019年4月26日現在) *消費税率が10%となった場合は年1.12%～年1.22%となります。(ファンドの信託報酬および上欄の投資対象とする投資信託の管理費用の合計。)</p>												
その他の費用・ 手数料	<p>上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。</p>													

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2019年4月26日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三井住友DSアセットマネジメント